## 総代ならびに役員退任手当基金規程

(目 的)

第1条 この土地改良区は、総代ならびに役員(総代会議長・同副議長を含む。)に対する退任手当支給の資金に充当するため、この基金を設ける。

(積立方法)

- 第2条 毎期の積立金は、次の各号に掲げるものを原資として、総代会にて承認された額を積 み立てることとする。
  - (1) 毎期の積立金は、毎年度算定した総額の4分の1を一般会計予算に計上し、これを積み立てるものとする。
  - (2) 積立総額は前項で算定した総額を超えてはならない。

(管理方法)

- 第3条 基金の管理および運用の責任者は、理事長とする。
  - 2 基金に属する現金は、その目的を示す名称をもってその他の基金および現金預金とは 区分して保管しなければならない。
  - 3 基金の運用は、規約第43条に掲げる金融機関への預貯金によるものとする。

(処分)

第4条 基金は、設置の目的に適うことのほか、支出もしくは処分することができない。

(利息の繰り出し)

第5条 基金より生ずる利息は、これを毎年度一般会計予算に計上し、経常経費に充当するものとする。

(処理方法)

第6条 第4条の規定により支出する場合は、一般会計予算に計上し、支出するものとする。

(会 計)

- 第7条 基金は、貸借対照表の資産の部の(款)特定資産、(項)退任手当基金積立資産の名称を 付して計上するものとする。
  - 2 本規程に基づき積み立てた基金は、他の会計区分に流用してはならない。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃については、理事会の議決を経て行うものとする。

(細 則)

第9条 この規程に定めるほか、基金の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成3年9月2日より施行する。

附 則

- 1 この変更規程は、平成 6年 4月 1日より施行する。 附 則
- 1 この変更規程は、平成10年 4月 1日より施行する。 附 則
- 1 この変更規程は、平成14年3月1日より施行する。

381 [神追53]

(総代ならびに役員退任手当基金規程)

附 則

- 1 この変更規程は、平成27年 4月 1日より施行する。 附 則
- 1 この変更規程は、平成31年 4月 1日より施行する。 附 則
- 1 この一部改正は、令和 4年 4月 1日から施行する。